

千葉県建築基準法施行細則（昭和59年千葉県規則第59号）

（特定工程及び特定工程後の工程の指定）

第14条の2 法第7条の3第1項第2号の規定により市長が指定する区域は千葉県全域とする。

2 法第7条の3第1項第2号の規定により市長が指定する建築物の用途及び規模は、新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する用途及び規模のものとする。

(1) 一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で次のいずれかに該当する規模のもの

ア 地階を除く階数が3以上のもの

イ 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（分譲住宅に限る。）

(2) 前号に掲げる用途以外の用途に供する建築物で次のいずれかに該当する規模のもの

ア 地階を除く階数3以上のもの

イ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

3 法第7条の3第1項第2号の規定により市長が指定する特定工程は、次の各号に掲げる建築物の構造の区分に応じ、当該各号に定める建築物に関する工程とする。ただし、建築物に関する工程が次の各号の2以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、次の各号に定めるいずれかの工程を2以上の工区に分けて施工する場合は、2以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。

(1) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 1階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事の工程

(2) 鉄筋コンクリート造 地階を除く階数が1の建築物にあっては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）の配筋の工事の工程、地階を除く階数が2以上の建築物にあっては2階のはり及び床の配筋の工事の工程

(3) 木造 屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事の工程（枠組壁工法を用いた建築物の場合は、屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事の工程）

(4) 前3号に掲げる構造以外の構造 地階を除く階数が1の建築物にあっては屋根版の取付けの工事の工程、地階を除く階数が2以上の建築物にあっては2階の床版の取付けの工事の工程

4 法第7条の3第6項の規定により市長が指定する特定工程後の工程は、次の各号に掲げる建築物の構造の区分に応じ、当該各号に定める建築物に関する工程とする。

(1) 鉄骨造 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装の工事及び内装の工事の工程

(2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 地階を除く階数が1の建築物にあっては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）のコンクリートの打込みの工事の工程、地階を除く階数が2以上の建築物にあっては2階のはり及び床のコンクリートの打込みの工事の工程

(3) 木造 構造耐力上主要な軸組又は耐力壁を覆う外装の工事（屋根ふきの工事を除く。）

## 及び内装の工事の工程

(4) 前3号に掲げる構造以外の構造 構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎ぐいを除く。)を覆う外装の工事及び内装の工事の工程

5 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

(1) 法第7条の3第1項第1号の工程を含む工事に係る建築物

(2) 国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村又は法第18条の規定が準用される者の建築物

(3) 法第26条第3号に規定する畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物

(4) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物

(5) 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物

(6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける住宅

## 附 則

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第14条の2第2項及び第5項の規定は、平成29年10月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類(以下「確認申請書等」という。)が提出された建築物に係る工事について適用し、同日前に確認申請書等が提出された建築物に係る工事については、なお従前の例による。